

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分（許可取消）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり行政処分（許可の取消し）を行いました。

記

1 被処分者

鳥取県境港市栄町 20

株式会社浜田興業（かぶしきがいしやはまだこうぎょう）

代表取締役 濱田 征法（はまだ ゆきのり）

2 処分年月日

令和 8 年 5 月 28 日

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

4 行政処分を行う理由

当該法人の役員が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 246 条第 2 項及び同法第 60 条並びに令和 4 年法律第 61 号による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)第 30 条第 2 項後段及び同条第 1 項前段の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者に該当することが判明した。

これにより、同役員が法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ハに該当し、当該法人が法第 14 条第 5 項第 2 号ニの欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する許可取消事由に該当するため。

5 取消した許可の内容

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	03104169430
許可年月日	令和4年11月15日
事業の範囲	(1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。） (2) 紙くず (3) 木くず (4) 繊維くず (5) ゴムくず (6) 金属くず（自動車等破砕物を除く。） (7) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） (8) がれき類 ・以上 8 品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。 ・(1)、(7)及び(8)にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 ・(1)、(6)及び(7)にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。